

令和3年7月27日

報道関係各位

上北地域県民局長

青森県ふるさとの水辺サポーターの認定証授与式の開催について

このたび、「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」に基づき認定された水辺サポーターの認定証授与式を開催しますので、ご案内します。

記

1. 日時：令和3年8月3日（火）13時30分から30分程度
2. 場所：上北地域県民局（十和田合同庁舎）3階B会議室
3. 認定団体、及び活動区間
 - ・株式会社キタコン（弘前市）
奥入瀬川：十和田市大字奥瀬字惣辺外 地内
活動範囲：奥入瀬溪流館から石ヶ戸休憩所まで 約5.000m
 - ・株式会社三栄（十和田市）
奥入瀬川：十和田市大字三本木字矢神 地内
活動範囲：広瀬橋上流左岸側200m地点から400m地点まで 約200m
 - ・泊の水辺を愛する会（十和田市）
明神川：上北郡六ヶ所村大字泊字川原 地内
活動範囲：明神橋から河口までの両岸 約350m

報道機関用提出資料	
担当部署 担当者	上北地域県民局 地域整備部 河川砂防施設課 佐藤
電話番号	0176-23-4329（直通）
担当部長	古川地域整備部長

青森県ふるさとの水辺サポーター制度について

1 この制度は

青森県が管理する河川・砂防指定地・海岸（以下、「河川・海岸等」という。）の一定区間について、住民、企業等の団体のボランティアを募り、県民と市町村及び県の協働の下、これらの団体を県が河川・海岸等の「サポーター」として認定し、美しい環境を保とうという制度です。

2 制度の要旨

- (1) サポーターは、一定区間の河川・海岸等について、清掃、除草等の美化活動を定期的に行います。
- (2) 県は、サポーターの行う河川・海岸等の美化活動を支援します。
- (3) 県は、市町村に協力を要請します。

3 対象となる区間

青森県が管理する河川・砂防指定地・海岸です。ただし、県が管理する海岸の中で、農林水産省農村振興局及び水産庁所管の海岸は除きます。

4 サポーターになれる団体

原則として、次の要件のとおりです。

- (1) 一定区間（概ね200～500メートルの河川・海岸等）で清掃、除草等の美化活動を確実に実施できること。
- (2) 年1回以上、美化活動を継続的に実施できること。
- (3) 10人以上で活動ができること。
- (4) 2年以上の間、サポーターとなれること。

地域と一定の関わりを持ち、また、河川・海岸等での清掃活動のほか、自然観察、環境学習、地域イベント等の水辺との多様な関わりを推進しようとする団体の参加を期待しています。

河川愛護団体、海岸愛護団体のほか、自治会、町内会、老人会、婦人会、学校、地元企業等、幅広い県民の皆様の参加を期待しています。

5 活動について

- (1) サポーターは認定を受けた河川・海岸等の一定区間について、それぞれの能力に応じて、清掃、除草等のサポーター活動を行います。
- (2) 活動日時については、サポーターの自主的な判断にお任せします。

6 県の役割

- (1) 県は、サポーターの美化活動に対して、ゴミ袋や軍手等の物品の提供を行います。
- (2) 県は、サポーターの活動に対して、傷害保険に加入します。
- (3) 県は、サポーターが活動する区間に、その場所がサポーターの対象区間であることを記した看板を設置します。
- (4) 県は、サポーターの活動状況を県民にPRし、河川・海岸等の愛護意識高揚を図ります。
- (5) 県は、サポーターだけでは実施することが困難な粗大ゴミ除去等の作業を支援し、サポーターと協力して水辺の環境改善に努めます。

7 活動の効果

サポーターの活動により、

- (1) 地域の河川・海岸等が美しく保たれる
 - (2) 河川・海岸等が身近なものになる
 - (3) ボランティア活動がより促進される
- など、様々な効果が期待できます。

8 参加手続き

- (1) サポーターになりたい団体は、所管の地域県民局地域整備部に申し込みます。
- (2) 県は、市町村の意見を聴き、同意を得た上で、サポーターを認定します。
- (3) サポーターとなった団体は、年間活動計画書に基づき、サポーター・市町村・県の三者で覚書を締結し、三者の役割を明確にします。
- (4) 覚書締結後、サポーター活動を開始します。